

かゆいところに手が届く！ — 多摩・島しょ自治体お役立ち情報 —

「かゆいところに手が届く！多摩・島しょ自治体お役立ち情報」は、市町村の職員が日頃の業務で感じている疑問や他の自治体、民間企業などの動向、今さら聞けない行政用語など、知りたいと考えている事項について自治調査会が調査し、問題点や課題などを明らかにすることを目的に実施しています。

市町村におけるひきこもり支援について

調査部研究員 高松 敏朗

1.はじめに

昨今、若者の自立支援に関する報道が増え、国としても自立支援施策を推進しています。その中でも特に「ひきこもり」は本人の人生に影響を与えるだけでなく、社会的な労働力の損失と地域の活力低下にもつながることから、深刻な問題であるといえます。

そこで、本稿では、現在の多摩・島しょ地域市町村におけるひきこもり支援の体制についての実態を把握し、市町村内外の支援機関と連携した体制づくりについて考えてみたいと思います。

2. 「ひきこもり」の定義と原因

「ひきこもり」について、内閣府では以下のように定義しています。

《ひきこもりの定義》

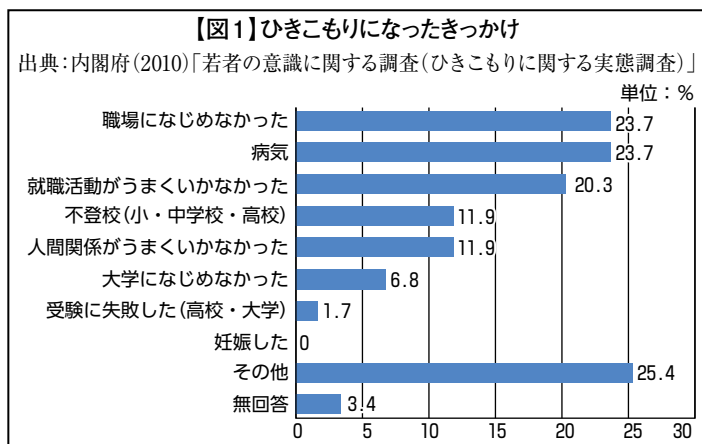
病気や、妊娠、出産、育児、家事をしている者や、自宅で仕事をしている者を除き、

- 趣味の用事のときだけ外出する
- 近所のコンビニなどには出かける
- 自室から出るが、家からは出ない
- 自室からほとんど出ない

いずれかの状態が6か月以上継続したものとして
います。

出典『若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）』

そこで、ひきこもり状態に陥った原因を、内閣府『若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）』により、まとめました。



ひきこもりになったきっかけについては【図1】のとおり、「職場になじめなかった」、「病気」、「就職活動がうまくいかなかった」といったものが多く挙げられています。また、不登校などにより学校に適應できなかったり、人間関係がうまくいかなかったりといったことでひきこもり状態に陥る事例もあります。

また、東京都が平成19年度に行った『若年者自立支援調査研究』によると、現時点ではひきこもらずに生活している状態ではあるが、閉じこもりたいという傾向がある「ひきこもり親和群」と呼ばれる人が、15歳から34歳の世代には20人に1人程度存在すると推計されています。

3. 「ひきこもり」に対する支援の必要性

「ひきこもり」となった人が生活を行うには、衣食住が足りる程度に他者からの支援を受けざるを得ません。その場合、家族が関わりを中心的な役割を果たしていると思われませんが、家族だけで永続的に支え続けることは困難です。

収入が無く、理解者・支援者がいない状態では、生活維持が不可能となり、いずれ社会的孤立を引き起こすこととなります。将来起こり得る社会的孤立を未然に防ぐためには、早い段階で、ひきこもり状態を改善するために支援を実施し、自立した生活をするための能力向上や生活基盤の整備が重要です。

また、「ひきこもり」となった人は、心の問題を抱えていることも多く、医療機関に受診歴が無い場合、統合失調症等の精神疾患が含まれている可能性があることに留意しなければなりません。実際に支援する前に、精神障害等の疾患の有無について判断が必要です。そのため自立に際し、長期的な関与による情報の蓄積や、家族以外の第三者を介する形での多大な支援が必要となります。

4. 国や都の状況

厚生労働省は平成21年から実施している「ひきこもり対策推進事業」において、自治体に以下の4点を求めています。

- ① ひきこもりに特化した相談窓口の明確化
- ② ひきこもり支援コーディネーターの訪問による、早期に適切な機関へ繋げる自立支援
- ③ 関係機関の連携による包括的な支援体制の確保
- ④ ひきこもり支援に対する普及・啓発など情報発信の機能を伴う「ひきこもり地域支援センター」の設置

一方、東京都青少年・治安対策本部では、平成16年度から「東京都ひきこもりサポートネット」（以下、「サポートネット」）を設置し、その取組の中で、「ひきこもり」の若者や家族からの電話やメールによる相談を実施してきました。

さらに東京都では、厚生労働省の「ひきこもり対策推進事業」に基づき「ひきこもり地域支援センター」に求められる機能を拡充し、平成26年6月から、「ひきこもり」となった人やその家族の生活状況を把握し、必要に応じた支援機関等を紹介する訪問相談の取組を開始しました。

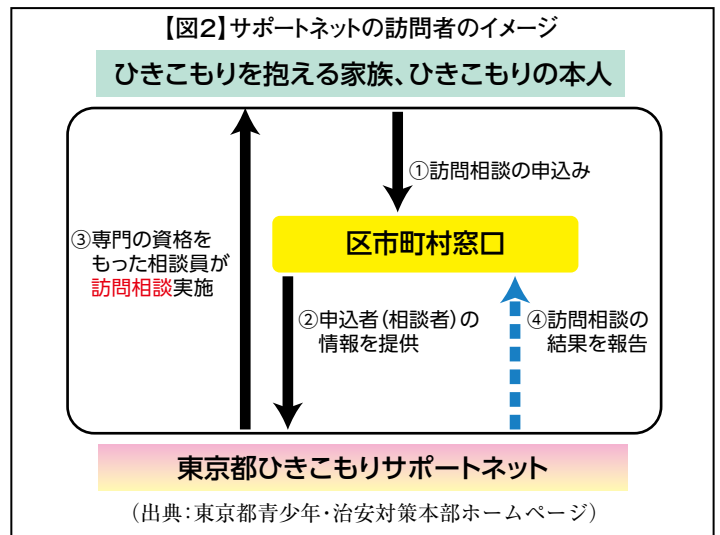
東京都のサポートネットの訪問相談窓口は、

- ① 義務教育終了後の15歳から概ね34歳まで
- ② 都内在住
- ③ 6か月以上、「ひきこもり」の状態が続いているといった状況の若者を対象者としています。また、窓口は相談者になると想定される家族の利便性を考慮

し、東京都内の各区市町村に設けられました。

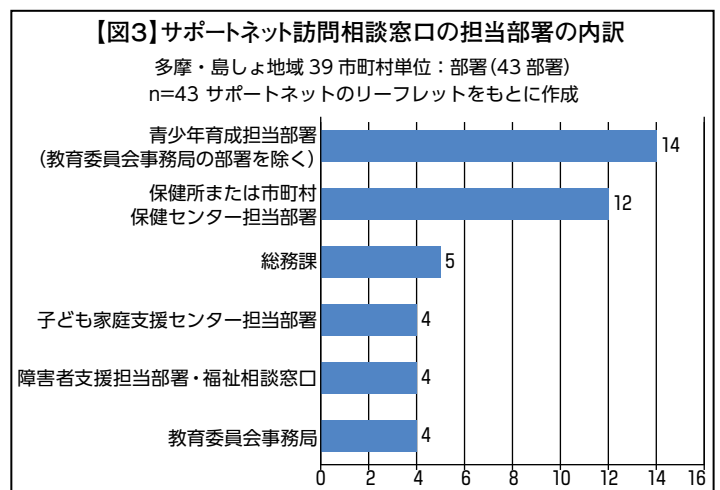
5. 市町村の状況

多摩・島しょ地域市町村では、サポートネットの訪問相談窓口を設定して、訪問支援を利用するための受付を開始しました。



多摩・島しょ地域市町村における「訪問相談窓口」は、新規に専門部署を設置せず、全て既存の部署に、新たな機能を持たせる形で対応を開始しています。

その内訳を詳しく知るため、「訪問相談窓口」について、サポートネットのリーフレットに「訪問相談受付窓口」として掲載されている部署の内訳をまとめました。



所管部署については、【図3】のとおり、市町村によって異なっていることがわかります。青少年関係担当部署が選定されていたのは14団体ありました。これは15歳から概ね34歳という青少年を対象とすることから選定されていると考えられます。保健所または市町村保健センター担当部署が選定されていたのは12団体ありました。医療機関への受診に関する助言等に参与する